

第7章

景観法等の 制度活用



景観法に基づく制度においては、第6章で示した「行為の届出」のほか、良好な景観を形成するうえで重要な公共施設や建造物等を指定する制度や、地域住民がよりよい景観形成のため自主的に規制を行う景観協定を活用し、良好な景観づくりを行います。

また、まちづくり条例や住環境配慮等に係る制度、まちづくり景観審議会条例においては、それぞれの取組が景観に資するものとなるよう、所管する主管課と連携・調整を図ります。

01 景観法に基づく制度の活用

1 景観重要公共施設の整備

景観法第8条第2項第4号ロ

河川、道路、公園などの公共施設は、景観を構成する重要な要素です。そこで、景観法に基づく「景観重要公共施設」の制度を活用し、地域のまちづくりなどと連携して良好な景観の形成に配慮した整備を行います。また、「景観重要公共施設」に位置づけた施設の周辺では、当該公共施設の整備などの機会に合わせて、地域における良好な景観の形成を図る観点から、土地利用を適正に誘導します。



善福寺川公園のカワセミ

景観重要河川

善福寺川、神田川、妙正寺川

東京都が景観重要公共施設に指定した神田川、その支川である善福寺川及び妙正寺川の3河川を景観重要河川として位置づけます。神田川流域は、市街化が進んだ区を東西に横断する貴重なオープンスペース*であり、東京都が策定した「神田川流域河川整備計画」に基づき、治水上の安全性を確保しながら親水拠点や緑化などの整備を進め、潤いのある水辺環境を創出します。



神田川と善福寺川の合流点



神田川



妙正寺川



井草川遊歩道

景観重要道路

区道第 2101-1 号路線

永福町駅北口商店街

区道第 2101-1 号路線については、平成 20（2008）年度から 25（2013）年度にかけて無電柱化と安全で快適な歩行空間を確保した道路整備を行いました。今後もまちなみに配慮した景観重要道路として維持管理していきます。

区道第 2427 号路線・第 2441 号路線

井草川遊歩道（杉並歩行者道第 1 号線）

区道第 2427 号路線・第 2441 号路線は、旧井草川を整備した遊歩道で、緩やかに蛇行したみどり豊かな歩行者道です。歩道が広く安心して歩ける歩行者道であり、東側の一部は、「科学と自然の散歩みち*」になっています。今後も、豊かなみどりの維持・保全に努め、景観形成の先導的役割を担う歩行者道として継承していきます。

景観重要公園

都立善福寺公園

善福寺公園は、上の池と下の池を中心とした、桜の名所として区民に親しまれている公園です。また、かつては湧水量が多く、武蔵野三大湧水池の一つでした。東京都が策定した「善福寺公園マネジメントプラン」に基づき、自然環境の保全等を行い、みどり豊かな潤いのある風景を創出します。

都立善福寺川緑地

善福寺川緑地は、善福寺川天王橋付近の春の桜や秋の紅葉など、四季を通して区民に親しまれている公園です。東京都が策定した「善福寺川緑地マネジメントプラン」に基づき、自然環境の整備を行い、みどり豊かな潤いのある景観を創出します。



善福寺公園

都立和田堀公園

和田堀公園は、園の中心に和田堀池があり、都会では珍しいカワセミなどの野鳥が飛来することでも有名で、隣接する大宮八幡宮と一体になって大きな森をつくっています。

また、広場や競技場も整備されており、区民の活動の場としてにぎわっています。東京都が策定した「和田堀公園マネジメントプラン」に基づき、整備や維持管理などを進め、みどり豊かな潤いある景観を創出します。

区立大田黒公園

大田黒公園は、音楽評論家の大田黒元雄氏の屋敷跡に整備した回遊式日本庭園です。園内には、イチヨウ並木や高低差を利用した自然のほか、登録有形文化財の洋館があり趣深い景観が形成されています。

また、秋には紅葉のライトアップが行われ多くの人々の目を楽しませています。今後も自然や建築物の維持・保全に努め、景観形成の先導的役割を担う公園として継承していきます。

区立荻外荘公園

荻外荘は、内閣総理大臣を3度務めた近衛文麿が、昭和前期の政治の転換点となる重要な会議を数多く行った場所です。平成28年(2016年)3月に、日本政治史上、重要な場所であるとして、国の史跡に指定されました。

また、近衛文麿居住当時の姿に復原する「荻外荘復原・整備プロジェクト」を進め、令和6年(2024年)12月に「荻外荘公園」として一般公開を開始しました。

今後も荻窪地域の歴史的・文化的資源として保全・活用を図り、後世に歴史や文化を継承していきます。



大田黒公園

2 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針 景観法第8条第2項第3号

区内には、自然・歴史・文化・生活を現在に伝える歴史的な建築物や樹木が多く残っています。これらは、区の景観を形成する上でも重要な要素の一つであり、区民共有の財産として将来に受け継いでいく貴重な景観資源です。将来にわたって貴重な建築物や樹木を保存するため、右記の基準により「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」として指定します。

なお、景観重要建造物としては、「幻戯山房（角川庭園）」を、景観重要樹木としては「ケヤキ（坂の上のけやき公園）」を、平成 28（2016）年度にそれぞれ指定しました

※ここでいう建築物とは、区が住宅都市であることに鑑み、「住宅」を基本とし、専用住宅、店舗併用住宅のほか、広く杉並の住宅文化を形成してきた建築物とします。また、これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件（敷地、塀、庭園など）も含むものとします。ただし、景観法第 19 条第 3 項に規定する文化財は除きます。



名 称	げんぎさんぼう 幻戯山房（角川庭園）
指定日	平成 28 年 9 月 16 日 （2016 年）
所在地	荻窪 3-14-22

幻戯山房（角川庭園）は、俳人で角川書店の創設者である角川源義氏の旧邸宅です。京土壁や面皮柱を用いた木造二階建瓦葺近代数寄屋造の建物は、俳人としても知られている建築家 加倉井昭夫氏が設計し、昭和 30（1955）年に竣工しました。現在は杉並区が遺族から寄贈を受け改修し、平成 21（2009）年 5 月 10 日に区立公園として開園しています。

景観重要建造物指定基準

- ▶ 地域の自然、歴史、文化、生活を象徴する、若しくは地域の景観のシンボルとなり、かつ適切な維持管理がなされる目処がある建築物
- ▶ 道路その他の公共の場所から容易に眺めることができる建築物
- ▶ 築 50 年以上の建築物
- ▶ まちづくり景観審議会で認められ、所有者の同意を得た建築物

景観重要樹木指定基準

- ▶ 地域の自然、歴史、文化等を象徴する、若しくは地域の景観のシンボルとなり、かつ適切な維持管理がなされる目処がある樹木
- ▶ 道路その他の公共の場所から容易に眺めることができる樹木
- ▶ まちづくり景観審議会で認められ、所有者の同意を得た樹木



名 称 ケヤキ（坂の上のけやき公園）

指定日 平成 28 年 9 月 16 日
(2016 年)

所在地 西荻北 4-36-6

「トトロの樹」と呼ばれ親しまれていましたが、開発計画に伴い、伐採の危機に瀕しました。約 8,600 名もの署名が提出されたことを受け、区が土地を購入し、平成 22 年（2010 年）に公園として整備されました。杉並区貴重木（景観木）にも指定されており、善福寺川とその縁辺部の高台が織り成す自然・地形等を活かした景観づくりに貢献する樹木です。

3 景観協定 景観法第81条第1項

景観協定は、景観計画区域内のひとまとまりの土地（一団の土地）について、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観づくりに関する事項を協定として締結する制度です。

景観協定には、景観計画の規制よりも厳しい事項や、規制手法になじまないより細かな事項を定めることができます。例えば、建築物の形態や材質、接道部や敷地の緑化、建築物の色彩、みどりの維持管理、清掃活動の回数等、ハードとソフトの両面から幅広く定めることができます。

区は平成24年（2012年）7月に高井戸東一丁目地内の「パークシティ浜田山（戸建地区）」の景観協定を認可しています。

景観協定は、区民が自らの手で、地域のより良い景観の保全、創出を図るために、自主的に規制を行うものとなります。そのため、区は、協定の発意者である区民を支援し、住民の理解を促します。また、景観協定を認可するに当たっては、まちづくり景観審議会の意見を聴き、丁寧に進めていきます。

今後、大規模な開発行為が行われる際には、景観協定の導入を事業者働きかけ、良好な景観を形成する手法の一つとして活用していきます。

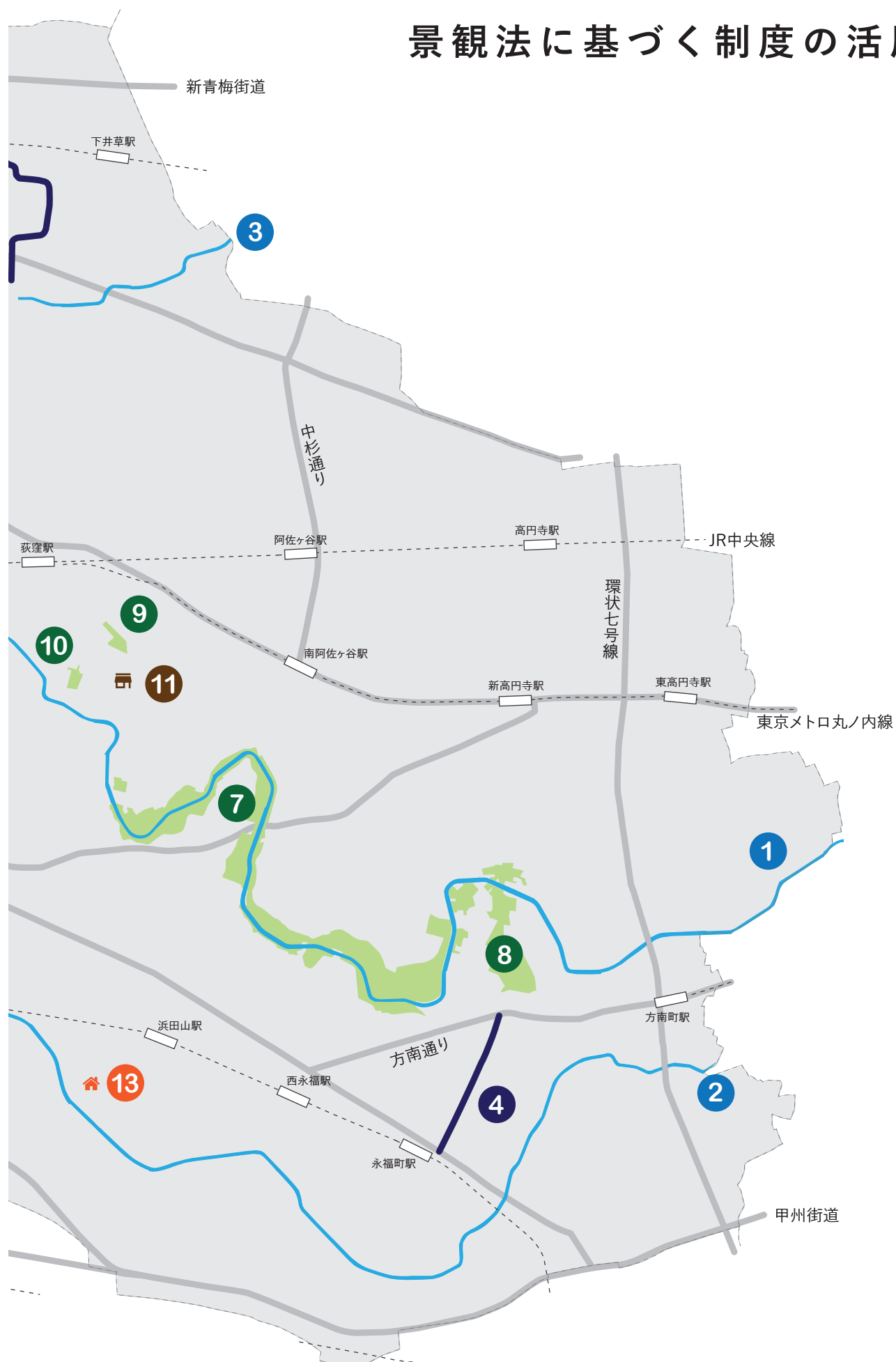




凡 例		
景観重要河川		
1	善福寺川	P.111
2	神田川	P.111
3	妙正寺川	P.111
景観重要道路		
4	区道第2101-1号路線 (永福町駅北口商店街)	P.111
5	区道第2427・2441号路線 (井草川遊歩道(杉並歩行者道第1号線))	P.111
景観重要公園		
6	都立 善福寺公園	P.112
7	都立 善福寺川緑地	P.112
8	都立 和田堀公園	P.113
9	区立 大田黒公園	P.113
10	区立 荻外荘公園	P.113
景観重要建造物		
11	幻戯山房 (角川庭園)	P.114
景観重要樹木		
12	ケヤキ (坂の上のけやき公園)	P.115
景観協定		
13	パークシティ浜田山 (戸建地区)	P.116



景観法に基づく制度の活用



1 まちづくり条例による制度

「杉並区まちづくり条例」は、まちづくりを進めるための基本理念と仕組みを定め、区民、事業者及び区のパートナーシップのもとで地域からの発想によるまちづくりを推進することを目的としています。地域におけるまちづくりを進めるための組織として「まちづくり協議会」の認定制度、地域のまちづくりに関する取り決めとして「まちづくりルール」の登録制度、まちづくり活動を支援する制度などを定めています。

区民主体による景観づくり活動を育成し、区が積極的に支援していくために引き続きまちづくり条例の活用を図っていきます。

まちづくり協議会

区は、市街地整備や特定のテーマ（みどりの保全及び育成、歩行環境の向上など）のまちづくりに取り組んでいる区民等で構成される一定の要件を満たした団体を、まちづくり景観審議会の意見を聴いた上で、まちづくり協議会として認定することができます。認定されたまちづくり協議会に対して、費用助成やコンサルタント派遣を行い、その活動を支援します。

まちづくりルール

一定の要件を満たした区民等が、良好な景観づくりなどを目的に、区域を定めて比較的緩やかな共通のルールを定めたものを区に登録し、区が公表する制度です。

このルールが景観法に基づく景観協定や建築基準法に基づいた建築協定につながります。

大規模開発事業等

大規模開発事業の景観誘導は、景観形成のみならず様々なまちづくりの観点から検討することが求められます。

そこで、区域の面積が5,000㎡以上の開発行為、100戸以上の共同住宅又は延べ面積が10,000㎡以上の建築物の建築をしようとする事業について、土地利用構想*の届出を求めています。その後、区は、構想の縦覧等を行い、住民の意見や事業者の見解を求め、必要に応じてまちづくり景観審議会の意見を聴いた上で、景観を含めた助言・指導を行い、事業者と協定を結びます。



2 住環境配慮等に係る制度

地区計画*等の都市計画に係る制度を活用し、地区特性に応じた良好な市街地景観の形成を進めます。

また、区は、住宅都市としての良好な住環境の形成と良質な居住水準を確保するため、一定規模以上の建築計画に対して、住環境への配慮を求める「杉並区建築物の建築に係る住環境への配慮等に関する指導要綱（以下「住環境配慮要綱」という。）」を定めています。

住環境配慮要綱には、事業区域面積の10%（商業系地域は5%）以上を歩道状空地*や広場状空地*などとして確保すること、建築物の高さに応じた隣地からの離隔距離を確保することなど、住環境に配慮した計画となるよう協力要請するために、届出及び協議制度を定めています。これらの制度は景観づくりに密接に関連する内容であるため、景観計画の届出や事前協議制度と連携しながら運用を進めていきます。



3 まちづくり景観審議会条例による制度

杉並区まちづくり景観審議会条例に基づき、区民及び学識経験者から構成される杉並区まちづくり景観審議会を設置しており、本審議会の意見を聴きながら良好な景観づくりの推進に向けた取組を行っています。

また、本審議会には、杉並区まちづくり景観審議会景観専門部会（以下「部会」という。）を設置しています。部会では、大規模建築物の建築等や公共施設の整備に係る事前協議に関する事項について学識経験者が調査・審議します。平成31年（2019年）には、事前協議制度の成果として、部会の意見とそれに対する対応状況を掲載した「大規模建築物の優良な景観事例集」を作成しました。区では、引き続き部会の意見等を踏まえた事業者等への助言・指導により、景観誘導を図っていきます。

第8章

他部門との連携 による景観づくり



よりよい景観形成を進めるに当たっては、景観法・景観条例に基づいた施策を行うだけでなく、よりさまざまな視点から景観づくりに取り組んでいく必要があります。具体的には、以下のような取組を関係所管課と連携・調整しながら行うことで、よりよい景観づくりを含めたまちづくりを総合的に進めていきます。

景観づくりの総合的な取組

景観法令等に基づく施策

第6章

景観法令による
行為の規制・誘導

+

第7章

景観法等の制度活用

第8章

他部門との連携
による景観づくり



みどりの
保全・創出

+



まちなか整備

+



歴史と文化の
保存・活用

1 みどりの保全

樹木の保全

みどりの条例に基づき、保護樹木、保護樹林、保護生け垣等の保護指定を行い、維持管理経費の一部助成等による実効性のある支援を進めます。
(みどりの基本計画 / 環境基本計画 / 地球温暖化対策実行計画)

屋敷林の保全

杉並らしい風土や歴史を今に伝える屋敷林を、区民共有の財産として後世に継承していくため、屋敷林の所有者と連携・協力し、屋敷林の公開イベントを実施するとともに、地域のボランティア活動などを通じた保全を図ります。

(みどりの基本計画 / 環境基本計画)

保全活動の支援

みどりに関するボランティアの活動支援や緑化の相談体制を充実させます。

(みどりの基本計画 / 環境基本計画 / 地球温暖化対策実行計画)

樹木の健全な管理

適正な維持管理がされていない樹木は景観を損なうとともに倒木や落枝などの事故につながる可能性があります。引き続き、公共の樹木を中心に、民有の樹木についても日常的な点検や剪定等の適切な管理を推進し、樹木の健全な管理を図ります。

(みどりの基本計画)

農地の保全

生産緑地制度といった法制度を活用し、農地の保全を行います。また、農業従事者の支援等を行うとともに、農業ボランティアの養成による営農の支援や農業イベント等の発信を積極的に行い、地域に根付く農地の保全を行います。

(みどりの基本計画 / 環境基本計画 / 地球温暖化対策実行計画 / 産業振興計画)



桃井原っぱ公園
ボランティアによる花の植え付け作業

2 みどりの創出

公園の整備

区民に日頃から身近にみどりを感じてもらうため、歩いて行ける距離に緑地や身近な公園の整備を進めるとともに、公園利用の幅が広がる敷地2,500㎡以上の公園の整備を推進します。

(みどりの基本計画 / 環境基本計画)

助成制度を活用した緑化推進

新たに生け垣や接道部の緑化、屋上・壁面緑化を行う場合の助成を行います。ブロック塀等を取り壊して新たに緑化する場合には、撤去費用も助成します。

(みどりの基本計画 / 環境基本計画 / 地球温暖化対策実行計画)



緑化の指導

区内で開発・建築行為等を行う事業者と区民に対し、みどりの条例に基づく緑化計画の提出を求めることにより、接道部等の緑化を推進します。

(みどりの基本計画 / 環境基本計画)



杉並清掃工場
壁面緑化と遊歩道

3 自然と調和した景観形成

生き物が生息する場所の保全と創出

区内で見かけることが少なくなった貴重な植物等の生息場所を保全するとともに、環境学習等の場としても活用できるよう生息場所の創出を図ります。加えて、水辺環境の整備や自然環境の調査を行います。

(みどりの基本計画 / 環境基本計画)

地域にあった植物の植栽

外来種などが侵入すると、杉並区本来の生物多様性や景観形成などに影響を及ぼします。そのため、杉並区在来の植物の植栽を推進し、生物多様性の維持・確保や良好な景観の形成を図ります。

(みどりの基本計画)

雨水が浸透するまちづくり

区道等の透水舗装や公共施設への雨水浸透設置に加え、学校等比較的大きな公共施設には雨水貯留浸透槽などの設置や植栽地などによる緑化を推進します。

また、戸建住宅においても、雨水浸透ますなどによる雨水流出抑制対策とあわせて、雨庭など自然環境が持つ多様な機能を活用した施設（グリーンインフラ*）の設置を推奨し、治水対策と併せて、雨水が浸透するまちづくりを進めていきます。

(みどりの基本計画 / 環境基本計画 / 地球温暖化対策実行計画)



出典

環境省HP：ウォータープロジェクト～良好な水環境の活用・保全に向けて～、2022年度第2回「グッドプラクティス塾」、
「持続可能な水循環を実現する多様な主体との連携－緑の流域治水や自然再生をきっかけとして－」 熊本県立大学 島谷特別教授の資料より



遅野井川親水施設

上流側は生き物の保護を目的としたエリアとし、下流側は人が水に親しめるエリアとした

1 公共空間の魅力向上

歩道の整備

歩行者が安全で快適に移動できる歩行空間の拡充のため、主要な生活道路において、路側帯の安全性の確保や周辺との調和を考慮した舗装や道路の拡幅整備により歩行空間を確保します。

(すぎなみの道づくり / 交通安全計画 / 環境基本計画 / 地域公共交通計画)

幹線道路等の整備

幹線道路沿いの景観向上等のため、無電柱化の促進や沿道の緑化を進めます。また、道路にある不法な占有物の除去や、自転車通行空間の整備を進めるなど、道路の安全性を高めます。

(すぎなみの道づくり / 無電柱化推進方針 / 交通安全計画 / パリアフリー基本構想)

放置自転車対策の推進

駅周辺等公共空間の良好な環境の確保及び景観向上を図るため、自転車放置防止の啓発活動や放置禁止区域の指定のほか、放置自転車の撤去を行います。

また、自転車がより停めやすい環境を整備するため、一定規模以上の商業施設を新築等する場合における自転車駐車場の設置の義務付けや、民営自転車駐車場の設置者に対して経費の一部を補助する等の支援を行います。

(交通安全計画 / 自転車活用推進計画 / 環境基本計画)



永福町駅北口商店街

平成 26 年 (2014 年) 3 月に完成した無電柱化整備道路の無電柱化は、「景観」「防災」「安全・快適」の観点から推進している

2 住宅地の景観向上

空家等対策の推進

適切な管理が行われていないことにより、近隣の生活環境に悪影響を及ぼし、著しく景観を損なっている状態の空家等の改善を図るため、所有者等に対して助言・指導を行うとともに、相談窓口の充実、利活用の促進及び老朽危険空家の除却費用の助成等の取組を推進します。

(住宅マスタープラン / 空家等対策計画)



ごみの適正排出の推進と環境美化活動

区内事業者や区民の清掃活動を支援するとともに、ごみの排出指導や防鳥用ネットの配布等によるごみ集積所の環境美化活動を行い、まちにごみが散乱しない美しい環境づくりを進めます。

(環境基本計画 / 一般廃棄物処理基本計画)

災害に強いまちづくり

重要な道路の拡幅やオープンスペースの確保、危険なブロック塀の除去等を行い、災害に強いまちづくりを進めます。また、みどりの創出によって延焼遮断帯*の形成を進めていきます。

(すざなみの道づくり / 交通安全計画 / 耐震改修促進計画)

老朽化した大谷石塀を軽量フェンスに改修することで、安全な歩行空間を確保

3 商業地の景観向上

にぎわいをもたらす商店街づくり

商店街の店先の緑化の誘導、花壇の整備や壁面・屋上・駐車場周辺の緑化を図ります。また、アーケードの設置や改修、道路のカラー舗装等への助成や休憩場所としてのベンチの設置等を通じ、便利で快適に買い物ができる環境づくりを進めます。

(産業振興計画 / 地域公共交通計画)



浜田山手番街商店街



ピアノコンサート（大田黒公園）

次世代への歴史・文化の継承

地域に根差した歴史や文化を次世代に継承していくため、文化財の保護・収集・保存に努めるとともに、企画展等の実施など、歴史や文化を学ぶ機会の充実を図り、広く区民等に紹介していきます。

（教育ビジョン 2022 推進計画）

杉並の魅力を生かしたにぎわいの創出

区民や産業団体等との協働連携、民間事業者のノウハウの活用を図りながら、荻窪三庭園等の観光資源やアニメなど、杉並ならではの魅力を区内外に発信し、にぎわいの創出につなげていきます。

（産業振興計画 / 地域公共交通計画）



阿佐谷七夕まつり

第9章

景観づくりの 推進に向けて



事業者は建築等の際に、事前協議や行為の届出を行います。区は、届出の対象にならない建築物等についても、推奨する色彩を周知するなど、良好な景観形成に寄与するような働きかけをしていきます。

しかし、より良いまちの景観とは、行政による規制や指導だけでは実現しません。区民一人ひとりが小さくても自らできることを積み重ね、それがまとまって横に広がり、つながることで生み出されます。そのため、区民及び事業者との協働、関係機関との連携を図りながら、総合的に景観づくりを推進します。

01

モデル地区における景観づくり

杉並区はみどり豊かな住宅都市としての印象が区内外に定着しています。杉並を代表するみどりとして、中杉通りのケヤキ並木、大田黒公園の日本庭園と周辺に広がる歴史ある建築物とみどりが織りなす美しい住宅地、善福寺池周辺の自然豊かな風致地区*が挙げられます。

この3地域は、良好なまちなみを残す地区であり、様々な取組によりモデル的に景観づくりを進める「モデル地区」としています。美しい景観を「守り、育てる」地区として、後世に継承します。



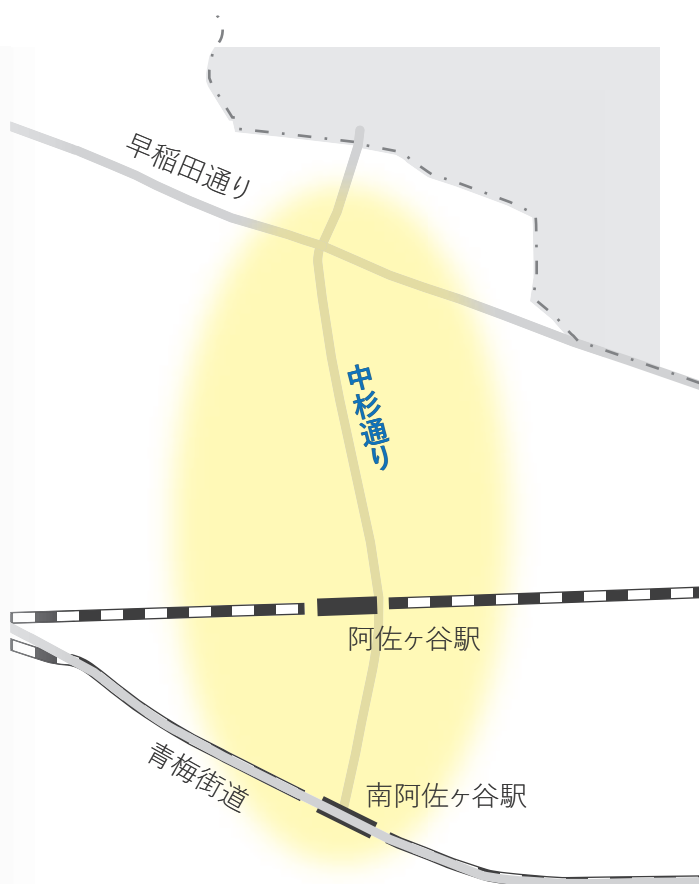
1 中杉通り沿道周辺地区

J R阿佐ヶ谷駅を南北に通る中杉通りのケヤキ並木は、区を代表する景観の一つです。

ケヤキ並木にふさわしい外観の建築物や魅力的な店舗の連続性などにより、ケヤキ並木と調和した落ち着いた景観の形成を図っています。

また、阿佐ヶ谷駅北東地区では、「土地利用」「安全・安心」「みどり・景観」「にぎわい」に係る課題解決に向けて、平成31年（2019年）にまちづくり計画*を策定しています。令和2年（2020年）には地区計画*を導入し、駅前から続く商店街通りでは、「街並み誘導型地区計画」を活用した魅力的な街並み形成や買物環境の向上等に取り組んでいます。

今後も、美しい景観を大切に守りながら、安全・快適で魅力的なまちづくりを進めていきます。





2 大田黒公園周辺地区

J R 荻窪駅の南側に位置し、大田黒公園をはじめ、角川庭園や荻外荘公園などの歴史的・文化的資源が集まる地区です。それらに親しめるような散策ルートや案内板の整備等を行って回遊性の向上を図っています。

また、平成4年（1992年）に宮前二丁目、平成8年（1996年）に荻窪三丁目をはじめとする一部地域には、敷地面積の最低限度や形態意匠*の制限など、建築物を建築等する際のルールを定めた地区計画*を導入しています。こうした取組により、今後も豊かなみどりを生かしたまちなみを継承していきます。



与謝野公園

3 善福寺公園周辺地区

この地区は、都立善福寺公園をはじめ、井草八幡宮や東京女子大学などの多くのみどりとオープンスペース*があります。

また、善福寺風致地区*でもあり、屋敷林などの宅地のみどりも多く、区内でも有数のみどり豊かな美しい住宅地です。そのため、善福寺風致地区*を中心に、大規模な住宅敷地、農地、樹林地を保全するとともに、屋敷林や庭木、生け垣などの宅地内のみどりの保全・育成により、面的に広がりのあるみどり豊かなまちなみの形成を図っていきます。



区は、区民に対して、地域特性が織りなす景観を踏まえ、自分たちのまちの景観は自分たちで守り、育てるという意識を高めるため、景観に係る各種制度や景観づくりの実例等を広く周知し、協力できることは何かを具体的に知ってもらい、理解と意識向上、積極的な参加を促します。

1 区民の意識向上

すぎなみ景観ある区マップ

区内を9地区に分けて地区の史跡や自然など区の魅力を掲載し、区内を散策できる地図を作成・発行するとともに、活用を促します。

杉並景観録

区内各地域の景観特性や景観に係る取組などを紹介し、普及啓発を図ります。

景観への関心や意識を高める取組

景観まちづくりニュース等

区公式ホームページやX（旧 Twitter）、LINE 等の SNS* を活用し、区民の景観への関心や意識を向上させることを目的とした情報提供を行います。

2 事業者の意識向上

行為の届出や事前協議の周知

景観計画に基づく必要な手続きや制度について、パンフレット等により、分かりやすい案内・説明を行います。

屋外広告物の事前相談の周知

住宅都市にふさわしい良好な景観を形成するため、事業者向けのパンフレット等を作成し、案内を行います。

ホームページによる周知

区公式ホームページにおいて、区における建築物等の景観形成基準を示し、基準に即したものになるよう、周知を図ります。

都市部の住宅地域では、鉄道や道路、河川に沿って、行政区域を越えたまちなみ景観が形成されています。そのために、東京都や周辺区市との景観づくりに関する情報交換やまちづくりの連携が欠かせません。

区では、東京都景観計画などと整合を図るとともに、景観計画に定める基準などを東京都や周辺区市に対しても周知し、景観づくりに関する連携を図っていきます。また、都内の景観行政団体との情報交換を通じて、都の景観施策の状況を把握するとともに区の景観形成にも生かしていきます。



すぎなみ景観 ある区マップ

年に5万部以上発行される、区でも屈指の人気を誇るパンフレットです。9地域別に地域の歴史やおすすめスポット、散策ルートなどを提案しています。

区役所のほか、各地域区民センター、図書館で無料配布しています。

- ①荻窪南 ②阿佐谷・高円寺
③荻窪北・下井草 ④西荻窪・上井草
⑤善福寺・西荻北 ⑥西荻南・久我山
⑦高井戸・浜田山 ⑧永福・和泉
⑨和田・堀ノ内編



表紙：地域の豆知識を紹介



中面：優れた景観スポットを紹介



中面：各スポットを回ることができるモデルコースを紹介

